

2023年2月24日

各位

上場社名 センコーグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 法務部長 梅津 知弘
(TEL.03-6862-8840)

従業員持株会支援信託E S O Pの導入に伴う
第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式の処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|-----------|---|
| (1) 処分期日 | 2023年3月15日 |
| (2) 処分株式数 | 当社普通株式 5,255,100株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき980円 |
| (4) 処分総額 | 5,149,998,000円 |
| (5) 処分先 | 株式会社日本カストディ銀行（信託口） |
| (6) その他 | 本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、センコーグループ従業員持株会（以下、「当社持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生を拡充するとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値の向上を図ることを目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「従業員持株会支援信託E S O Pの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本自己株式の処分は、本制度の導入のため設定される株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対して行うものであります。

処分数量につきましては、当社持株会の買付実績（直近の月例買付、奨励金及び配当再投資の実績額）を年次換算した年間買付予定額の4年分（信託設定期間）を算出し、これを処分価額で除した株数（5,255,100株）であり、2022年9月30日現在の発行済株式総数157,070,496株に対し3.35%（2022年9月30日時点の総議決権数1,496,649個に対する割合3.51%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）となります。本自己株式処分による株式は、毎月当社持株会へ少しずつ譲渡されますので、株式が大量に株式市場に流出することは考えられず、当社としましては、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

本信託契約の概要

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 株式会社りそな銀行 株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。 |
| ⑤ 受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 本信託契約日 | 2023年3月13日 |
| ⑦ 信託の期間 | 2023年3月13日～2027年3月31日 |
| ⑧ 議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑨ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑩ 取得株式の総額 | 5,149,998,000円（予定） |
| ⑪ 株式の取得日 | 2023年3月15日 |
| ⑫ 株式の取得方法 | 当社自己株式の第三者割当により取得 |

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前1カ月間（2023年1月23日から2023年2月22日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値の平均値である980円（円未満切捨て）といたしました。

本取締役会決議日の直前1カ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値を採用したのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日（2023年2月22日）の当社株式の終値である965円からの乖離率は1.55%（小数点以下第3位を四捨五入）、本取締役会決議日の直前3カ月間（2022年11月23日から2023年2月22日）の終値の平均値である977円（円未満切捨て）からの乖離率は0.31%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2022年8月23日から2023年2月22日）の終値の平均値である980円（円未満切捨て）からの乖離率は0.00%（小数点以下第3位を四捨五入）となっております。上記を勘案した結果、本自己株式の処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名（うち2名は社外監査役）全員が、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれているものではない）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上